

令和 2 年 4 月 17 日

公益社団法人
静岡県建築士会 御中

静岡市都市局建築部
建築総務課長

景観法第 16 条第 1 項に基づく大規模建築物等の届出に関する周知及び
書類郵送の活用のお願について

日頃、静岡市の景観行政の推進にご理解、ご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

本市では、静岡市らしい景観づくりを目指し、市全域を対象として景観法に基づく「静岡市景観計画」を定めており、景観形成基準に基づき規制・誘導を図っております。

また、**計画敷地及びその周辺の景観に影響を及ぼすおそれのある大規模建築物等の建築行為（建築基準法に規定する工作物の設置等も含む）を行う場合、景観法第 16 条に基づく市長への届出が必要となりますので、改めて貴団体より会員に対し周知されますようお願い申し上げます。**

なお、現在、全国各地で新型コロナウイルス感染が拡大しております。届出につきましては当課窓口でのご提出を基本としておりましたが、**感染拡大予防策としまして極力郵送によるご提出にご協力**いただきたく、併せて貴団体より会員に対し周知されますようお願い申し上げます。

記

【通知事項】

- 1 当該届出は、**建築確認申請等の 30 日以上前**（建築確認申請等を要しない場合は、行為の着手の 30 日前まで）に必要となります。
- 2 届出内容を変更する場合、**変更部分に着手する 30 日前までに**変更届出書により届出をする必要があります。
- 3 なお、行為が完了したときは、遅延なく完了届出書（行為完了を示す 2 方向以上からの写真添付）の提出をお願いいたします。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大予防策としまして、**当課窓口への提出を極力控え、郵送による提出**をお願いいたします。

<連絡先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所

都市局建築部建築総務課

都市景観推進係 小林、佐藤

電話：054-221-1049

FAX：054-221-1135

MAIL：kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp